

長浜市発達支援センター利用者等管理システム更新業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

長浜市健康福祉部 しょうがい福祉課 発達支援センター

1. 目的

本要領は、「長浜市発達支援センター利用者等管理システム更新業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 長浜市発達支援センター利用者等管理システム更新業務
- (2) 業務内容 本業務は、令和2年3月に導入したシステム機器等の経年劣化に対応するために実施するものである。詳細については、「長浜市発達支援センター利用者等管理システム更新業務仕様書」を参照のこと。
- (3) 業務期間 導入業務の履行期限 令和9年1月31日まで
保守管理業務の期間 令和9年2月1日から令和14年1月31日（5年間）
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
- (4) 業務場所 長浜市児童発達支援センター（長浜市小堀町32番地3）
長浜市相談支援事業所 （長浜市小堀町32番地3）
長浜市こども療育センターいちご園（長浜市高月町渡岸寺160番地）
- (5) 現行システム .Net 版 障がい者福祉支援トータルシステム 福祉物語（南日本ソフトウェア株式会社）

3. 見積上限額（消費税額および地方消費税額を含む）

- ①システム導入業務 6,325,000円（令和8年度予算）
- ②保守管理業務 55,000円（令和8年度予算：令和9年2～3月分）

見積書提出の際は、上記の各上限額を超えてはならない。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4. 参加資格条件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とします。

- (1) 令和8年度長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録があること。
- (2) 長浜市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

5. 選定方法

- (1) 本業務の受託者の選定にあたっては、「長浜市発達支援センター利用者等管理システム更新業務プロポーザル選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置し、以下の書類審査及びヒアリング審査を実施する。

①書類審査

評価項目	詳細	配点
提案事業者評価	事業者概要、業務実績、業務体制等	20点
提案内容評価	基本方針、セキュリティ対策、保守サポート等	40点
機能評価(a)	効率性、正確性、互換性等	40点
事業費評価	(1-見積額/見積上限額)×100点 ※導入業務と保守管理業務(2か月分)の合計額で評価を行う。	100点
合計		200点

②ヒアリング審査

評価項目	詳細	配点
機能評価(b)	給付費請求に関する機能等	70点
操作性評価	入力操作のわかりやすさ等	60点
その他評価	業務に対する積極性等	20点
合計		150点

- (2) 提案者が1者のみであっても本プロポーザルは成立するものとする。
- (3) 最低基準点は事業費評価を除く合計点数で150点とし、これを下回った者とは契約締結の交渉を行わない。
- (4) 書類審査とヒアリング審査の合計点数が最も大きい者を契約締結候補者とし、合計点数により上位3者までを決定する。合計点数が最大の者が2者以上いる場合はヒアリング審査の点数が高い者を契約締結候補者とする。合計点数が最大かつヒアリング審査の点数も同点の場合、機能評価(b)の点数により順位を決定する。
- (5) 審査終了後、上記(4)の契約締結候補者と契約条件(諸条件、金額等)の協議を行い、協議が整えば随意契約により、当該業務委託契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当し、候補者と契約が締結できない場合には、合計得点2位の者と契約交渉を行い、これと契約が締結できない場合、合計得点3位の者と契約交渉を行うものとする。
- ① 候補者が審査後に本要領4に定める参加資格条件を満たすことができなくなった場合
 - ② 候補者と契約交渉が成立しない場合
 - ③ その他の理由により候補者と契約の締結が不可能となった場合
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。
- ① 見積書の合計金額が見積上限額を超えている場合
 - ② 「4. 参加資格条件」で定める資格を満たさない事業者の場合
 - ③ 仕様書に掲げる要件を満たしていない場合
 - ④ 提出書類について、定める提出方法、提出期限等に適合しない場合
 - ⑤ 提案書の内容に虚偽があった場合

⑥ 審査委員等関係者に対し不当行為を行ったと認められる場合

⑦ 正当な理由なくヒアリング審査を欠席した場合

6. 担当部局（事務局兼務）

〒526-0845 滋賀県長浜市小堀町32番地3（ながはまウエルセンター2階）

長浜市健康福祉部しょうがい福祉課 発達支援センター 担当：伊吹

TEL：0749-65-2525（直通） FAX：0749-65-6950

E-MAIL：hamanoko@city.nagahama.lg.jp

7. プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりである。

なお、スケジュールを変更する場合は、事前に長浜市ホームページにて公開する。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| （1）公募開始 | 令和8年7月27日（月） |
| （2）質問書提出期限 | 令和8年8月 3日（月）午後4時45分まで |
| （3）質問回答（ホームページ） | 令和8年8月10日（月）予定 |
| （4）参加申込・企画提案書等の提出期限 | 令和8年8月20日（木）午後4時45分まで |
| （5）ヒアリング審査 | 令和8年8月31日（月）午後1時から |

8. 質問受付及び回答

（1）実施要領、仕様書等に対して質問することができる者は、上記4の参加資格を満たしている者とする。

（2）質問方法

質問書（様式1）を上記6の担当部局に提出すること（郵送・持参・FAX・E-MAIL可）。

※ ただし、持参以外の場合には電話にて担当者へ到着確認を行うこと。

※ 郵便の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けません。

（3）質問期限

令和8年8月3日（月）午後4時45分まで（必着）

（4）回答日

令和8年8月10日（月）予定

上記質問に対する回答は、ホームページにて公開する。

9. 参加申込及び企画提案

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

（1）提出書類

① 参加申込書（様式2） 1部

② 企画提案書（様式任意）7部

※ 企画提案書（様式任意）は「（3）企画提案書作成にあたっての留意事項」に掲げる項目に留意し、「（2）提案を求める項目」に定める項目順に記載の上、提出すること。

③ 事業者概要書（様式3） 1部

※登録認証を証明する書類の写しを添付すること。

- ④ 業務実績書（様式４） １部
- ⑤ 業務実施スケジュール表（様式任意） １部

※契約から導入までのスケジュールを記載すること。

カスタマイズがある場合は、その作業工程も記載すること。

- ⑥ 業務実施体制表（様式任意） １部
- ⑦ 仕様書要件確認表（様式５） １部
- ⑧ 見積書（様式６） １部

（２）提案を求める項目

① 提案の基本方針

仕様書の記載内容を理解したうえで、本業務における基本的な考え方を明確に記載すること。また、仕様（機能）について、詳細に明記すること。

② 基本要件について

「長浜市発達支援センター利用者等管理システム更新業務仕様書」の「第２章基本要件」にある項目について、操作性や利便性、画面の見やすさ、作業の効率性などのほか、各種帳票類の作成機能やその汎用性、ログの管理・保存期間などについても提案すること。

③ 業務ごとの機能について

児童発達支援等の業務を円滑に遂行するための機能について、仕様書に定める項目のほか、提案するシステムのアピール・ポイントを具体的に示すこと。

④ システムの柔軟性について

機能の拡張性・柔軟性・カスタマイズが可能な範囲や、入力の手間、操作の容易性、安定稼働などについて提案すること。また、様々な変更要素に対して、随時対応できるものであること。

⑤ セキュリティ機能について

個人情報扱うことによるセキュリティ対策、個別のＩＤ・パスワードを付与してのシステム操作時のセキュリティ対策、暗号化等の保護対策、不正アクセス行為等に対する対応策について提案すること。

⑥ 保守サポートについて

本システムの機能動作を継続的に維持するための考え方を提案すること。また、障害発生のお知らせから初期対応までの時間等、早急な復旧環境を保つためのサポート体制や、システムが起動しなくなった場合の対応策なども具体的に記載すること。

⑦ その他特筆すべき事項について

上記以外で、独自の提案等について記載すること。

（３）企画提案書作成にあたっての留意事項

- ① 企画提案書は、Ａ４判縦、横書き、文字フォント１０．５ポイント以上、左綴じの印刷物で、片面換算で３０ページ以内（表紙、目次を除く）とする。ただし、必要に応じてＡ４判横又はＡ３判横でも差支えないが、Ａ３判のページはＡ４判２ページ相当分と数えることとする。
- ② 提出期限後の再提出及び差し替えは原則認めない。ただし、本市が提案の趣旨に大幅な変更がないと認めた場合はこの限りでない。

(4) 見積書記載の留意事項

- ①契約金額については、候補者選定後、候補者と業務の詳細を協議したあと、最終契約価格を決定することとする。
- ②見積金額には、システム導入に必要な経費（機器の設置・調整（カスタマイズを含む）、現在運用しているシステムからのデータ移行等の他、定期的な点検等、保守管理に必要な一切の費用を含めること。
- ③見積書は、所定の様式によりシステム導入にかかる費用と、導入後の保守管理業務にかかる費用に分けて記載すること。

(5) 提出期限

令和8年8月20日（木）午後4時45分まで

(6) 提出先、提出方法

上記「6 担当部局（事務局兼務）」に持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

※持参の場合の受付時間は、提出期限日までの閉庁日を除く日の**午前9時00分から午後4時45分**まで。

※郵送の場合は、郵送前に上記「6 担当部局（事務局兼務）」に電話連絡をすること。

(7) 参加資格審査結果の通知

令和8年8月24日（月）午後4時45分までに、電子メールにより通知する。

参加資格「有」とされた者は、ヒアリング日時及び実施場所を確認すること。

(8) 参加資格「無」とされた者に対する理由の説明

- ① 参加資格「無」とされた者は、市長に対してその理由について説明を求めることができる。
なお、説明要求は書面によること（様式任意）
- ② 説明要求の書面は、令和8年8月25日（火）午後4時45分までに担当部局に持参により提出すること。
- ③ 説明要求に対する回答は、令和8年8月26日（水）午後4時45分までに、電子メールにより行う。

10. ヒアリング審査

(1) 開催日時

令和8年8月31日（月）午後1時から

(2) 開催場所

滋賀県長浜市小堀町32番地3（ながはまウェルセンター2階）会議室3

(3) 実施内容

1事業者50分程度（プレゼンテーション30分、質疑応答20分）とし、下記の内容を実施すること。なお、応募者数によって、時間は前後することがある。

- ・システムの機能説明
- ・本市が要求する操作

なお、詳細については、ヒアリング参加事業者へ別途通知する。

(4) 参加人員

参加人員は、3名までとする。

(5) 留意事項

大型モニター、電源は本市にて準備を行うが、その他の必要な機器は参加事業者で用意すること。

11. その他

- (1) 本プロポーザルの企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等一切の経費は、プロポーザル参加事業者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加事業者に帰属する。なお、提出書類は本プロポーザルの企画提案選定の目的のみ利用し、選定作業に必要な範囲において本市は複製を作成することがある。
- (3) 参加事業者は1つの提案しか行うことができない。
- (4) 本プロポーザルに関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は原則認めない。ただし、本市が提案の趣旨に大幅な変更がないと認めた場合はこの限りでない。
- (5) 天災その他やむを得ない理由により、選定又は契約を行うことができない時は延期する。なお、この場合における参加事業者側の損害は参加事業者の負担とする。
- (6) スケジュール変更がある場合には、その都度、参加事業者に通知する。
- (7) 参加事業者から提出された企画提案書等は、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）に基づく公開請求がなされた場合は、第三者に公開することができるものとする。

ただし、公にすることにより、参加事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、非公開とする場合がある。

なお、本業務の受託候補者特定前において、候補者の決定に影響が出るおそれがある情報については、候補者決定後に公開するものとする。